

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第36号

令和6年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年7月26日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和6年8月2日（金）
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
- 

○会 期

令和6年8月2日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1 番	吉 原 正 洋	議 員	2 番	大 山 嘉 代 子	議 員
3 番	中 村 拓 史	議 員	4 番	山 中 基 充	議 員
5 番	森 田 文 明	議 員	6 番	小 川 尋 海	議 員
7 番	柴 田 文 子	議 員	8 番	長 谷 川 清	議 員

不応招議員（なし）

## 令和6年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 令和6年8月2日

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議案第6号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第7号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 8 一般質問

午前10時02分開会

出席議員（8名）

1番	吉原正洋	議員	2番	大山嘉代子	議員
3番	中村拡史	議員	4番	山中基充	議員
5番	森田文明	議員	6番	小川尋海	議員
7番	柴田文子	議員	8番	長谷川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤芳久	副企業長	石川清
監査委員	長谷部博之	事務局長	前原民子
事務局長 事次	小林栄	事務局長 事次	薄井貴行
事務局長	高篠保	財務課長	笠木知之
給水課長	山崎利隆	施設課長	高橋俊行
施設課 主席主幹	毛須章久	浄水課長	千葉晋彦

事務局職員出席者

書記	新堀迅	書記	渡邊大輔
書記	吉田真由美		

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時02分)

- 山中基充議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長開会の挨拶

- 山中基充議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

また、去る6月27日、28日の2日間にわたりまして議員視察の研修につきましては、千葉県かずさ水道広域連合企業団の台風被害における停電対応等についての講義、また株式会社クボタ京葉工場及び東京臨海広域防災公園内施設の視察について、大変実りある研修ができましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、8月に入りまして、水源となっております荒川水系及び利根川水系ダムの貯水量は、台風に備えた夏期制限容量となっております。暑い日々が続くようだと、水需要が増し、渇水も懸念されますので、水源の状況については、常に注視してまいりたいと存じます。今後とも皆様のご指導、ご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島両市民のため、安全な水を安定して供給することができますよう、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は2件、一般質問は3名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程の全てが終了できますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶といたします。



### ◎企業長の挨拶

- 山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許します。  
齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のため誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

また、常日頃より水道事業のためにご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

先般実施されました議員視察研修におかれましても、千葉県かずさ水道広域連合企業団など視察、研修され、大変お疲れさまでした。

次に、契約した工事の契約解除について申し上げます。内容につきましては、7月26日の議員説明会において事務局より申し上げたとおりの内容であります。この案件は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団においてこれまでにない大失態であります。企業長の責任は非常に大きいものであり、議員の皆様、心よりおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。また、事業者に対して、経営上多大な損失を与え、心よりおわびを申し上げます。原因につきましては、厳正な確認をし、再発防止を徹底してまいります。皆様にはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今定例会にご提案申し上げました議案は、令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について及び令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての2議案でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



### ◎仮議席の指定

○山中基充議長 この際、議事の進行上、去る4月22日の坂戸市議会臨時会において、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員に当選されました吉原正洋議員、大山嘉代子議員、中村拡史議員、柴田文子議員、森田文明議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

◇

◎諸報告

- 山中基充議長 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表にして配付しておきましたから、ご了承願います。

---

◇

◎議席の指定

- 山中基充議長 日程第1、議席の指定を行います。

今回、当企業団議会議員に当選されました吉原正洋議員、大山嘉代子議員、中村拓史議員、柴田文子議員、森田文明議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、1番、吉原正洋議員、2番、大山嘉代子議員、3番、中村拓史議員、5番、森田文明議員、7番、柴田文子議員を指定いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

- 山中基充議長 再開いたします。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

- 山中基充議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において

7番 柴田文子議員

8番 長谷川清議員

を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○山中基充議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

◇

### ◎議案の朗読省略

○山中基充議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

---

◇

### ◎諸般の報告

○山中基充議長 日程第4、諸般の報告を行います。

さきに行われました坂戸市議会選挙において、吉原正洋議員、大山嘉代子議員、中村 拓史議員、柴田文子議員、森田文明議員におかれましては、めでたくご当選の栄を得られ、4月22日の坂戸市議会臨時会において、当企業団議会議員に選出されましたことをここにご報告申し上げます。

次に、企業長から、令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について、令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書について、令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について及び令和



5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計資金不足比率について、また監査委員から定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。



### ◎副議長の選挙

○山中基充議長 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は、指名推選の方法をとりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選において行います。

お諮りいたします。指名については、柴田文子議員において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、柴田文子議員において指名することに決定いたしました。

柴田文子議員、指名をお願いいたします。

○7番 柴田文子議員 副議長は中村拡史議員でお願いいたします。

○山中基充議長 ただいま柴田文子議員において指名いただきました中村拡史議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました中村拡史議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中村拡史議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。



### ◎副議長就任の挨拶

- 山中基充議長 中村拡史議員、自席において就任のご挨拶をお願いいたします。
- 中村拡史副議長 中村拡史でございます。山中議長をしっかりと補佐することができるよう誠心誠意努めてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございます。
- 山中基充議長 副議長の選挙に当たりましてご協力いただき、ありがとうございました。



### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 山中基充議長 日程第6、議案第6号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第6号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本案は、令和6年度水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為における料金徴収業務委託につきまして、漏水事故等待機及び修繕工事業務を含めた契約とするため、必要となる経費を限度額に加えるものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第6号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。



### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第7、議案第7号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第7号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和5年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては34億1,946万5,034円、水道事業費用につきましては31億677万4,023円となり、この結果、2億1,049万724円の純利益となりました。

これに資本的支出において使用された建設改良積立金2億2,479万811円を加えた4億3,528万1,535円につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、純利益を建設改良積立金として、また建設改良積立金を自己資本金として処分するものであります。

次に、翌年度への繰越工事資金を除いた資本的収入につきましては1億2,067万1,328円、資本的支出につきましては13億1,342万5,490円となり、この不足する額11億9,275万4,162円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、令和5年度においては、純利益を計上したことから、当企業団の経営状況は安定しておりますが、資本勘定では引き続き水道施設の更新、耐震化に取り組みました結果、現金預金は3億7,617万3,266円減少しております。また、1人1日平均有収水量につきましても、昨年度をさらに下回る284リットルとなり、今後引き続く人口減少、節水機器の普及など、水需要の変化に伴い、水道料金収入の減少が懸念されるところであります。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る

6月25日、監査委員の審査を受けておりますことを申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○山中基充議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

長谷部監査委員。

○長谷部博之監査委員 決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算につきまして、令和6年6月25日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしましたところ、決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も地方公営企業法会計規程及び諸規程に従って処理されており、いずれも適正と認められました。また、財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 5番、森田文明です。ただいま議題となっております議案第7号令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について質疑を行います。3点について質疑いたします。

1点目は、決算書35ページの(2)、水質検査の概況に関して伺います。

2点目として、令和5年度の決算概要、3、4ページの(2)、支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の説明欄、受水費に関して伺います。

3点目として、同じく令和5年度の決算概要、5、6ページの(2)、支出の款1資本的支出、項1建設改良費、目4配水施設費の説明欄、上から2行目の老朽管更新・耐震化事業に関して伺います。

初めに、1点目の水質検査について伺います。決算書の35ページに水質検査の実施項目と実施件数が掲載されておりますが、具体的な検査物質等の記載がないので伺いますが、今現在、水道水に含まれる有機フッ素化合物、総称してPFASが全国的に問題となっており、多くの水道受給世帯が不安を抱えている実態もございます。

この発がん性が指摘されている有機フッ素化合物については、岡山県の吉備中央町の浄水場において国の目標値（水1リットル当たり50ナノグラム）の28倍の有機フッ素化合物が検出され、水道供給区域の住民を対象に全国で初めて公費での血液検査を実施する事態に至っているとこの報道もされております。国はこうした実態を踏まえ、水道水に含まれるこの有機フッ素化合物の全国実態調査を実施するとの報道もございません。

そこで、伺いますが、本企業団で実施しているこの水質検査において、令和5年度における有機フッ素化合物（P F A S）の検出状況について伺います。

○山中基充議長 千葉浄水課長。

○千葉晋彦浄水課長 森田議員のご質疑にお答えいたします。

ご質問にありましたP F A Sでございますが、こちらは1万種類を超える有機フッ素化合物の総称でございます。当企業団ではこのP F A Sのうち、環境省が定める水質管理目標設定項目であるP F O S及びP F O Aの2項目について検査を実施しております。

令和5年度における検出状況でございますが、原水2か所について7月と1月の年2回、また給水区域内における末端3か所の浄水について年1回、7月に検査を実施しており、実施した全ての検査において、分析値の最小値である1リットル当たり5ナノグラムを下回る結果であり、これは国の暫定目標値であるP F O S及びP F O Aの合算値1リットル当たり50ナノグラム以下を大幅に下回る状況でございます。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 それでは、2回目の再質疑をさせていただきます。

この当企業団での令和5年度に実施した検査結果では、この有機フッ素化合物（P F A S）については、全ての検査において国の目標値である1リットル当たり50ナノグラムを大幅に下回る5ナノグラム以下であったということで、安心をいたしました。国においては、先ほど申し上げましたが、この水道水に含まれる有機フッ素化合物に関して、全国実態調査を実施する、そういった報道もされております。現段階におきまして、この国の調査の動向についてどうなっているのか、伺います。

○山中基充議長 千葉浄水課長。

○千葉晋彦浄水課長 お答えいたします。

国からは令和6年5月29日付の事務連絡といたしまして、「水道におけるP F O S及びP F O Aに関する調査について」の依頼文書が届いております。調査内容につきまして

ては、令和2年度から令和6年度における年度ごとの最大値及び最大値を検出した地点の系統の浄水場名と水源の種類並びに目標値を超過した場合の対応等についてとなっております。

なお、当該調査の回答期限は、9月末日までとなっております、現在回答の作成を行っているところでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 次に、2項目め、2点目でございますが、原水及び浄水費の受水費に関して伺います。

この説明欄を見ますと、令和5年度において、埼玉県企業局から1立方メートル当たり61円78銭で1,642万7,172立方メートルを受水し、11億1,635万7,750円支出しているわけであります。

先月、7月2日の新聞報道によれば、埼玉県企業局は令和8年4月から現在の1立方メートル当たり61円78銭の卸売価格を1立方メートル当たり76円、金額にして1立方メートル当たり14円22銭、率にして23%引き上げる方針を示し、料金改定に必要な条例改正案を本年12月の県議会に提案するとの報道がなされております。

質問ですが、報道どおりこの引上げが実施された場合に、この令和5年度の受水実績から試算しての本企業団の影響額について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

令和5年度決算における県水受水量は、1,642万7,172立方メートルでしたので、その県水受水量に改定単価と消費税率を乗じますと13億7,331万1,579円となり、令和5年度の決算額11億1,635万7,750円と比較すると約2億5,700万円、こちらは税込みになりますが、県水受水費が増額することとなります。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 報道どおり引上げがされた場合の本企業団の影響額2億5,700万円とございます。この県企業局の卸売価格の改定は27年ぶりと言われておりますけれども、大幅な引上げであって、当企業団を含め多くの水道事業者の経営が圧迫されるものと危惧しているところであります。今回のこの引上げによる家計への影響について、埼玉県企業局は1か月当たり平均約176円、率にして7%程度水道料金が上昇するとの試算を示しております。

では、この報道どおりの引上げがされた場合に、令和5年度決算から試算しての当企業団の給水家庭への影響額についてはどのようになるか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

メーター口径を20ミリメートルとし、1か月で20立方メートルを使用した場合でお示ししますと、当企業団の水道料金は、税込みで2,761円となります。ご質問の影響額につきましては、埼玉県の報道資料と同様の方法で算出いたしますと、この現行料金2,761円に令和5年度の営業費用に対する受水費の割合36.2%を乗じ、さらに県水改定率23%を乗じた額が約230円となることから、現行料金から約8.3%上昇する計算となります。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 これをもって最後の質問となります。

もしこの引上げが実施された場合の当企業団管内の家庭への影響額については、単純に約230円、率にして8.3%上昇する見込みであります。当企業団においては、今後この給水人口の減少とともに、給水量、水道事業収益の減少が見込まれているわけでありませう。また、その一方で、法定耐用年数を超えた老朽管の更新あるいは基幹管路の耐震化、主要施設の老朽化対策など事業費の増加が見込まれている中での今回発表された県水の卸売価格の引上げは、当企業団の経営基盤を揺るがすものであって、その対応は早急に求められると考えております。

そこで、この最後の質問になりますが、昨年3月に改訂あるいは制定をいたしました当企業団の水道事業基本計画並びに中期経営計画、この見直しを含めた県水の卸売価格の引上げに対する対応の考え方について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

水道事業の需要水量は、給水人口の減少や節水機器の普及等により減少しており、当企業団においても令和2年度をピークに、有収水量、1人1日平均有収水量がともに減少しております。このことに伴い、水道料金収入も減少する一方、管路経年化率は年々上昇を続けており、水道施設も老朽化するなど、管路や施設の更新、耐震化には多大な費用がかかる状況でございます。令和5年度決算においても約6,000万円の営業損失となるなど、経営状況は非常に厳しくなっております。

さらに、県水の料金改定に伴う費用の増加は、令和5年度の純利益である約2億円以

上となり、経営圧迫の要因となります。

ご質問にあった水道事業基本計画並びに中期経営計画につきましては、今後見直しを行いながら、適正な料金算定を行うとともに、料金改定の検討をしてまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 次に、3点目の質問に移らせていただきます。

令和5年度のこの決算概要5、6ページの目4配水施設費の説明欄、上から2行目の老朽管更新・耐震化事業1億6,244万5,800円に関して伺います。本年4月22日にNHKの番組「クローズアップ現代」において、「“水道クライシス”全国危機MAPあなたの町は大丈夫？」ということテーマとした番組が放映されました。この全国1,392の水道事業者の令和3年度のデータから独自にNHKが全国の「危機MAP」を作成し、その中にはおおむね3人世帯で1か月20立方メートル使用した場合の水道料金、法定耐用年数40年超えの管路の占める割合、老朽化率、そして耐震適合性のある基幹管路の占める割合、耐震化率の3つがこの事業者ごとに示されたマップであって、今もこのNHKのホームページに掲載され、誰もが簡単に見て比較ができる、そういった内容となっております。

このNHKが作成した「危機MAP」で当企業団を検索いたしますと、令和3年度現在で当企業団の水道料金は全国平均の3,317円に対して2,508円と全国を下回っている。老朽化率は全国平均の22%に対して、当企業団は37.8%と大幅に上回っている。そして、耐震化率については、国の目標値は60%であります。全国平均が41%、当企業団が42.9%となっております。この耐震化率については全国平均を上回っているものの、国の目標値にはまだまだ及んでいないのが実態でございます。

そこで、これは最後の質問になりますが、この令和5年度に実施した先ほど申し上げました1億6,244万5,800円、この老朽管更新・耐震化事業をした結果、令和3年度と比較して老朽化率と耐震化率はどのようなふうに改善されたのか伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

ご質問にありました老朽化率は、令和5年度では40.9%でございましたので、お示しであった令和3年度の37.8%に比べ、3.1ポイント増加しました。

また、耐震適合性のある基幹管路の耐震化率につきましては、令和5年度では43.9%でございましたので、令和3年度の42.9%に比べ、1.0ポイント基幹管路の耐震適合率が上昇したところでございます。



以上でございます。

○山中基充議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第7、議案第7号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。



### ◎一般質問

○山中基充議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は3名であります。なお、質問時間については、「議会運営についての申し合わせ事項」により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許します。

6番、小川尋海議員。

○6番 小川尋海議員 6番、小川尋海です。ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めます。

テーマは、災害時の協力体制についてです。災害時の広域応援を可能にするために、事業者等と「災害協定」を締結する地方公共団体が増加しています。災害時の応急対策の実施に必要な各種協定をトラック業界、建設業界などと締結するのがその例です。

当企業団のサービス提供地域において、大きな被害が想定されているのは、関東平野北西縁断層帯によるマグニチュード8.1の大地震です。坂戸市、鶴ヶ島市ではおおむね

震度6強から震度6弱の非常に強い揺れが想定されています。周辺地域でも同程度の被害が想定されており、当企業団が速やかに水道事業を復旧するためには、県や周辺地域のみならず、依存しない形での協力体制が必要と考えます。

災害時の協力体制について、3点質問いたします。

(1)、現状の協力体制は。

(2)、災害協定の締結に向けてモデルとなる他事業体は。

(3)、今後の協力体制の拡充の検討は。

以上、よろしくお願いいたします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 質問事項、災害時の協力体制についての(1)から(3)につきまして、順次お答えいたします。

(1)についてお答えいたします。当企業団では、災害時等における早期の給水を確保するため、埼玉県企業局、栃木県にあります芳賀中部上水道企業団、毛呂山町といった用水供給事業者及び上水道事業者と災害時協定等により相互応援体制の構築を図っております。

また、民間事業者とも災害時における緊急応援に関する協定を締結しております。管内及び近隣の工事事業者18社、料金徴収業務委託受注者、管材メーカー、管内燃料販売店など、応急給水・応急復旧・資機材等の優先提供等の協定をそれぞれ締結しております。

大規模災害が起きた場合の応援体制といたしましては、全国1,300を超える水道事業者を会員とする日本水道協会が水道事業者の応援活動に係る共通ルールとして策定しました「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、会員による相互応援活動を日本水道協会が中心となって実施することで、その体制を確立しております。

本年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震においても、その災害応援体制が十分に機能を果たし、全国の水道事業者が派遣され、応急給水、応急復旧の応援が行われました。

したがって、能登半島地震のような大災害により、当企業団の水道施設が甚大な被害を受けた場合には、県内西部地区幹事都市である川越市上下水道局及び埼玉県支部長であるさいたま市水道局に応援要請を行い、その規模によっては、関東地方支部長の横浜市水道局、日本水道協会まで要請が伝達され、最終的には日本水道協会救援本部指揮の下、全国の水道事業者による支援を受ける形となります。

続きまして、(2)についてお答えいたします。モデルとなる事業体はございません。

が、近隣の事業者や県内の水道企業団の災害協定の状況を参考としております。

続きまして、(3)についてお答えいたします。水道の復旧の際に必要な給配水管材料を取り扱う業者との優先供給の協定や、工事車両等レンタルに関する協定など、当企業団が協力を必要とするものについて、他事業者の協定を参考にしながら今後も検討してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川尋海議員。

○6番 小川尋海議員 ご答弁ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

まず、(1)番の現状の協力体制についての再質問をさせていただきます。ご答弁の内容としましては、既に当企業団に関しては、工事事業者や料金徴収の業務委託受注者、メーカーなどに既に協力の協定を締結されているということで、安心しました。ありがとうございます。

さらに、日本水道協会が応援指揮を取って、もし坂戸、鶴ヶ島で大きな被害があったときには応援が来るということを確認されているということでした。ありがとうございます。

今回、この私が質問を作成した意図について最初にお伝えしているのですが、私が心配しているのは、坂戸、鶴ヶ島市で甚大な被害があった場合、ここは能登半島と違いまして、周りの地域と地続きでありますから、坂戸、鶴ヶ島以外、周辺地域にてより大きな被害が出てしまった場合には、坂戸、鶴ヶ島以外のところに多くの救援のリソースが割かれてしまって、当企業団復旧が後回しになってしまうのではないかとということころを心配したため、今回の質問を作成させていただきました。

ご答弁にありましたとおり、既存の県や日本水道協会を経由するような支援要請の体制については、恐らく優先順位が非常に重視されるのではないかなというふうに考えております。つまり当企業団よりも被害が甚大な自治体が優先的に応援が送られて、当企業団よりも被害人口が多い地域がやはり優先的に援助されるのではないかなというふうに考えます。

例えばですけれども、1か所の漏水を直すだけで100人の水の供給が改善する地域よりも、1か所の漏水を直すだけで1,000人の水の供給が改善する地域のほうを優先して直すというのは仕方がないことかなというふうに思います。これは、災害時における基本的なルールとして、より少ないリソースでできるだけ多くの人を効率的に救えるように救援を行うという基本原則にのっとった対応かなというふうに考えております。

私、調べさせていただいたところ、埼玉県が公表している埼玉県地震被害想定調査分

布図によりますと、当企業団のサービス提供地域における地震、最初の質問にありましたとおり、坂戸、鶴ヶ島市では震度6強から6弱が想定されていますけれども、同じ地震で周辺地域ですと、北本市、川島町で震度7、川越市や東松山市で震度6強から震度7ということが想定されていました。つまりやはり私が心配していたとおり、坂戸、鶴ヶ島市が最も震度が強い地域ではなくて、恐らく坂戸、鶴ヶ島市の周辺が最も強い震度が想定される地震があるということです。

こうした状況から、やはり当企業団のサービス提供地域である坂戸市、鶴ヶ島市が後回しにならないためには、ある程度離れた地域にピンポイントで支援を相互に行えるような協定を結ぶのがよいのではないかなというふうに考えております。最初のご答弁にあった中でいいますと、栃木県の芳賀中部上水道企業団は、まさにそれに該当するのではないかなと考えております。また、さきに起こりました能登の大震災に関しては、水道の事業の継続及び復旧について非常に学びのある、学びの多いよい例ではないかなというふうに考えております。

お伺いいたします。今回の能登大地震のケースでは、主に何の支援が不足したために復旧に時間がかかってしまったのでしょうか。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

上水道の復旧について時間を要した理由としまして、石川県は大本の浄水場の損傷や浄水場に通じる道路に被害があったこと、配水管が広範囲に損傷したことを挙げています。また、漏水箇所が多く、その調査に時間がかかることのほか、倒壊家屋や瓦礫が道路に突き出し、作業員の現地入りを拒んだこと、現場近くの宿泊施設の不足から、作業者の移動に多くの時間を費やさなければならなかったことなどが指摘されております。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川尋海議員。

○6番 小川尋海議員 ご答弁ありがとうございます。

ご答弁の内容としましては、どうしてこんなに時間がかかってしまったのかというと、上水道そのもの、本体の損傷になってしまった、または広域の損傷、また漏水調査に時間がかかってしまった。瓦礫で損傷した現場になかなかアクセスができなかった。工事の方々の宿泊施設がなかった。そういった問題が生じてしまったために、復旧にかなり長い時間がかかってしまったというものだったかなと思います。これらの問題に関しては、当企業団でも起こり得る状況かなというふうに考えております。恐らく能登でも震災前から当企業団と同じように、県、日本水道協会からの支援体制は既にできていて、

実際に県、全国から支援がたくさんあったかなというふうに思っております。給水に関しては、当企業団でも御覧のとおり素早く対応ができたのかなというふうに考えているのですけれども、復旧に関しては、やはりこれまでの既存の対策ではなかなかまだまだ不十分だったのではないかなというふうに考えております。同じような体制を当企業団でもつくっていたら、やはり同じようなことが起きた場合に、同じ被害になってしまうわけですから、復旧についてはさらに対策を講じたほうがよいのではないかなというふうに考えております。

お伺いいたします。さきに答弁でありました芳賀中部上水道企業団との協定では、具体的にどのような支援が想定されていますか。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

芳賀中部上水道企業団との協定につきましては、災害の発生時におのおのの企業団だけでは十分な応急措置ができない場合における相互応援について協定を締結しております。

応援内容につきましては、応急給水及び応急復旧に必要な資機材、物資、車両等の提供や職員の派遣のほか、特に要請があった事項について応援することとなっております。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川尋海議員。

○6番 小川尋海議員 ありがとうございます。

さきに起こった能登の震災では、水道の職員が非常に少ないということで、漏水調査にすごく時間がかかってしまったといったことがニュースで取り上げられておりました。仮に救援、応援が行われた場合の人的な支援についてお伺いいたします。実際に職員派遣のような人的な支援が当企業団に行われた場合に、最大でどの程度の人員が補強されるのでしょうか。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

水道事業体の能登半島地震における応急復旧の派遣状況は、日本水道協会が発表しております。応急復旧班が最も多く派遣された日は、2月27日で石川県珠洲市、七尾市、輪島市、志賀町、能登町、穴水町の3市3町に69班278人、その他の工事事業者71班354人で、合計になりますと632人が派遣され、復旧を行っております。これらを例に、当企業団が被災した場合の応援状況を想定することは難しく、災害の規模、被災状況、地形的な問題等により能登半島地震とは異なった応急復旧班の数になると思われま

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川尋海議員。

○6番 小川尋海議員 ご答弁の内容といたしましては、能登の震災に関しては3市3町に1日で632人、最も多かったです。632人、単純計算で1つの自治体当たり最大100人程度の応援が行われたということでした。なのですけれども、これにもかかわらず、やはり復旧に時間がかかってしまったということで、やはり能登の震災に関しては、これまでの応援では想定し得なかった大きな被害が起こったのかなというふうに考えております。

また、ご答弁にもあったとおり、日本水道協会を通じた応援がどのくらい当企業団に行われるかにつきましては、災害の規模、被災状況、地形的な問題等によって異なるため、想定するのが難しいというようなご答弁でした。やはり実際に日本水道協会からの応援が来ることは分かっているのですが、実際に何人来てくれるかは分からないというような状況ですので、ある程度予想ができる人数といったものを事前にやはり協定などで遠隔地域とピンポイントで結んでおいて、当企業団だけで例えば50人は準備ができて、さらに水道協会から100人来てくれる。では150人で復旧ができるかもしれないといったある程度確定させられる人数というのは、当企業団協定の中で準備できればいいかなというふうに個人的には考えております。

お伺いいたします。さきの震災で当企業団も応援活動に参加していますが、復旧に関する応援は実施されたのでしょうか。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

当企業団が行った応援は、応急給水活動でありまして、復旧に関する応援は行っておりません。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川尋海議員。

○6番 小川尋海議員 ご答弁いただきました。主に給水について活動されたということで、本当にありがとうございました。

応援の業務の内容については、恐らく水道協会からこれをやってください、あれをやってくださいという指示があるのかなというところで、なかなかうちがやりたいものを実施するというのは難しいかなというふうに考えてはいるのですけれども、やはり他自治体、ほかの地域で起こった震災や災害に関する応援に関しては、やはり実地で学ぶ、「百聞は一見にしかず」で、実地で学ぶというのはすごく大事になるかなと思いますの

で、次に何か応援を派遣するとなった場合には、復旧に関しても当企業団の職員がちょっと応援ができるような要望とかを伝えられたらいいのではないかなというふうに考えております。

最後であります。(3)番、再質問させていただきます。今回の一般質問を通じて、再度協力体制の拡充の検討について、何かお考えがあれば伺いたします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

今回の能登半島地震においては、日本水道協会を中心とした災害応援体制が十分に機能を果たしていたものと認識しております。この体制のほか、能登半島地震で被災した各水道事業体の災害協定の状況や、その実働状況などを参考にし、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山中基充議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○山中基充議長 再開いたします。

3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 3番、中村拡史です。議長より許可を得ましたので、これより一般質問を行います。

質問事項の1、災害緊急時への坂戸、鶴ヶ島水道企業団の対応について。近年、地震や風水害等の自然災害が激甚化し、頻発化しております。本年、元日に発生しました能登半島地震により被害を受けた石川県では、県内11万件で断水し、長期にわたり市民生活に甚大な被害をもたらしています。

災害時には、被災地域への緊急給水や、損傷した水道施設の復旧作業等への対応、復旧が急務となり、初動対応が特に重要とされる中で、関係機関との連携の在り方を含め、災害対応マニュアルに基づき迅速に対応する必要があるとございます。

また、災害対応時の情報共有については、関係機関との円滑な情報共有と住民への迅速な情報提供、広報の方法について検討が必要であると考えます。SNS等のツールも活用しながら、より効率的な庁内の情報共有及び市民への情報提供に取り組むことが求

められます。

そして、効率的な情報共有に基づいた適切な初動対応を行うためには、関係機関との役割分担の事前の調整と確認、協定の締結などが必要であります。また、定期的な防災訓練等の取組を継続的に実施し、危機管理意識の向上のための啓発が必要であると考えます。

水道事業は、日常生活に欠かせない社会基盤であり、災害時においても地域の安全・安心を支え、市民の生命、生活を確実に維持する必要があることから、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の災害対応における諸課題について検討するため、以下2点について質問いたします。

1点目、現在の災害対応について。

2点目、今後における災害対応の課題について。

以上伺いまして、1回目の質問といたします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 質問事項、災害緊急時への坂戸、鶴ヶ島水道企業団の対応についての(1)、(2)につきまして、順次お答えいたします。

(1)についてお答えいたします。当企業団では、大規模地震等の自然災害や重大な事故が発生した場合に備えて、坂戸、鶴ヶ島水道企業団災害対策マニュアルを策定しております。

本マニュアルでは、災害時における初動体制や応急対策を定め、円滑な応急給水や応急復旧活動により、給水の継続と早期の復旧を目指しております。また、災害時には、当企業団の活動は構成市の地域防災計画にも組み込まれており、応急給水、応急復旧について対応することとなっております。

続きまして、(2)についてお答えをいたします。将来にわたって安心・安全な水を安定的に供給できる水道事業を維持することを目的として、平成30年3月に策定した「さかつる水道事業ビジョン」では、危機管理の視点において、災害対策マニュアルの更新と災害用設備の充実を課題として挙げています。

災害対策マニュアルは、多発する自然災害その他の水道施設または水道事業への脅威に対して、その時代に沿った対策を講じる必要があるため、最新のデータに更新しつつ、内容の見直しも行っていく必要があると考えております。

また、災害用設備については、応急復旧時に必要な修繕用材料について、計画に基づき、令和2年度から令和6年度にかけて平準化した購入を行ってきました。順次防災倉庫へ備蓄し、緊急修繕への対応が可能となるよう取り組んできたところですが、引き続



き必要な資材や、これまで購入した材料の運用方法などを検討してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 一通りご答弁をいただきましたので、これより一問一答方式で質問をいたします。

(1)の現在の災害対応については、災害対策マニュアルが策定され、本マニュアルに基づいて対応されているという答弁でありました。6月末に行われました議員視察研修でお伺いをしたかずさ水道広域連合企業団では、台風被害による長期にわたる広範囲の停電により、長期間の断水を経験され、その対応や今後の対策について講義をいただいたところであります。

そこで、質問ですけれども、災害対策マニュアルには、停電対応の項目があると思いますが、かずさ水道広域連合企業団のように、長期にわたる広範囲の停電により、水道供給に関連する施設の稼働ができなくなる場合、長期的な断水が想定されますけれども、そうした場合の対応について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、災害時等により停電が発生した場合に備えて、各機場に自家発電設備を設置しております。これにより、基本的に燃料供給が続く限り、水道水の供給は可能であり、各機場では燃料タンクからの供給により3日程度の自家発電設備の稼働が可能であること、またこれに加えて、災害時における燃料の優先供給を受けることを目的に、燃料販売会社3社との間で「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」を平成30年度に締結しており、可能な限り停電による断水を回避できるよう準備を行っております。

しかしながら、仮に燃料供給が途絶え、長期断水が見込まれる場合には、日本水道協会に対し応援要請を行い対応することとなります。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 給水車の規格によっては、運転できる職員が限定され、対応に支障を来す場合も想定されるということが研修においても指摘されておりましたけれども、給水車の規格について、普通免許で運転できる規格なのか、伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

当企業団が所有する給水車の運転には、準中型免許が必要となります。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 準中型免許が必要ということではありますが、現在当企業団職員の方の中で、準中型免許を保有している職員の数について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

準中型免許、これ以上の免許を取得している職員は35人でございます。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 今後の災害時におきまして、給水車を確実に動かせるよう、普通免許で運転できる規格への変更や、また準中型免許の当企業団職員における取得支援などの方針についてご所見を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

応急給水を行う上で、給水タンク車を運転できる職員を確保することは最重要課題となります。給水タンク車の規格変更及び準中型免許取得支援につきましては、他の事業体の実施状況を参考に費用対効果のほうを検証し、検討してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 給水活動において自分で水を運ぶことができない事情のある高齢の方や障害のある方など、そうした住民に水を適切に届けていくための対応については、どのような支援を考えているのか、伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

当企業団といたしましては、浄水場等の給水拠点から給水車等による運搬給水の方法または消火栓からの仮設給水の方法により、各給水所で応急給水を行えるようにすることが役割であると認識しております。原則としては、住民の皆様には給水所まで足を運んでいただくことを想定しております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 災害対策マニュアルに定められている給水所は、管内の小中学校等29施設ということではありますが、能登半島地震のような大規模な災害が発生し

た場合、給水所を増やし、より細やかに行うことが望ましいと思いますけれども、ご見解を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

能登半島地震を例にしますと、当企業団の応援給水班は、現場における指揮者の指示により、中学校、公民館2か所、個人の医院、保育園への給水を行いました。これは、現地の被災状況及び応急給水体制に応じた対応を行っていたということでございます。したがって、当企業団が被災した場合にも同様に、その状況に応じた応急給水活動が実施される可能性はございます。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 議員研修においては、仕切弁や消火栓等の位置を現場で特定することに手間取り、作業開始に時間がかかるという問題点を指摘されておりましたけれども、当企業団管内ではそうした意味での場所を正確に特定し、作業できる状況にあるのか、伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、竣工図を基に配水管理図及びマッピングシステムを作成していることから、仕切弁等の位置については、整合性が取れており、断水等の作業については、迅速に対応ができると考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 マッピングシステムは、当企業団では現在持ち運びができないタイプで使用されているということでもありますけれども、タブレット端末で持ち運び可能で、災害時にサーバーがダウンしても使用できるモバイルマッピングシステムを今後当企業団として導入するのが望ましいと考えますが、ご所見を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

モバイルマッピングシステムにつきましては、災害時に持ち運びができ、現場での被害状況等の調査に活用できるものと考えております。今後は、当企業団におきましても、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 (1)の現在の災害時の対応については、理解いたしました。

続きまして、質問事項(2)に移ります。1回目の答弁では、災害対策マニュアルを時代に沿った方向で更新し、災害用設備の充実も図るということでありました。時代に沿った災害対策マニュアルの更新ということでもありますけれども、情報の伝達について伺います。

まず、関係者との円滑な情報共有のためのLINE WORKS等のビジネスチャットの活用について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

現在、情報共有手段の一環として、LINE WORKSの無償版のものを活用しております。現在、ほかのビジネスチャットアプリの検討も行っているところでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 現在、LINE WORKSを使用しているということですが、企業長や構成市の防災部局職員等を含め、意思決定に関係する全ての関係者が含まれているのか、利用者の範囲について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

ビジネスチャットの利用者は、事務局長以下の職員となります。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 その点、今後におきまして企業長や構成市の防災部局等職員も含め対応していく必要があると考えますが、ご所見を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

現在、他のビジネスチャットアプリの検討を行っており、これに合わせて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 SNSの活用についてですが、水道企業団としての独自のアカウ

ントを作成し、事業の普及啓発や緊急時の情報発信のツールとして運用を始める必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

現在、職員採用や広報啓発事業開催の案内など平時における水道事業のお知らせの一つの方法として、構成市に依頼して、構成市のSNSにより情報発信しているところがございますが、当企業団独自の運用方法等については、今後研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 最後の質問になりますが、災害緊急時への坂戸、鶴ヶ島水道企業団の今後の対応について伺いまして、質問を終わります。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

災害発生時には、坂戸、鶴ヶ島水道企業団災害対策マニュアルに沿い、円滑な応急給水や応急復旧活動により、給水の継続と早期の復旧に向け取り組んでまいります。

また、能登半島地震を受けまして、マニュアル等の見直しを行い、より実践的な初動体制と応急対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 次に、8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 8番、長谷川清です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問事項につきましては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の経営課題についてであります。坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の一般質問において、これまで多くの議員から企業団の経営課題に関する質問がされてきております。企業団の効率的な経営、計画的な管路の更新、さらに水道料金の改定等の必要性について示されております。

水道料金の改定については、本年度から具体的な検討がなされるとのことですが、水道料金の値上げは市民生活に直結する重要な問題でもありますので、このことに関する企業団の経営課題について、次の5点について質問をさせていただきます。

(1)、企業団職員の定員管理と他市等との比較について。

(2)、水道料金の県内、西部地域、東武東上線沿線他市との比較について。

(3)、管路整備の計画に必要とされる予算の総額とその財源について。

(4)、企業債の発行可能額と予定について。

(5)、企業団経営における企業長の経営理念についてであります。

以上5点になります。よろしくお願ひ申し上げます。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 質問事項、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の経営課題についての(1)から(5)につきまして順次お答えいたします。

(1)についてお答えいたします。職員の定員管理につきましては、令和3年度に「高齢層職員と定員管理の考え方」で検討をしております。この中で、当企業団と給水人口が同規模である15万人から30万人の県内の7事業体の水道事業に携わる職員の平均は34人となっております。

しかしながら、当企業団では市の水道部とは異なり、独自で人事、議会、防災、管財、契約を担当する総務財務系の職員が必要となります。また、水道水の安全性に対し、迅速な対応が取れるよう直営での水質検査を実施しているため、水質検査を行う職員も必要となります。

このことから、当企業団の適正職員数は、他事業体の平均職員数である34人に、総務財務系の職員、水質検査職員を見込み、合計で50人としており、現在の職員数は52人となっております。

令和5年3月に策定いたしました計画期間を令和5年度から令和9年度までとした中期経営計画では、令和5年度は53人、令和6年度は54人、令和7年度は54人、令和8年度は55人、令和9年度は56人としております。

適正職員数に対し中期経営計画の職員数が多くなっていることにつきましては、年代別で職員数の偏りがあり、一度に多くの職員が退職することが想定されるため、将来への影響を考慮し、毎年度新規職員を採用する計画としております。

続きまして、(2)についてお答えいたします。令和6年4月1日現在における調査結果からお答えいたします。水道料金算出の条件は、メーター口径を一般的な家庭で使用されている20ミリメートルとし、1か月で20立方メートル使用したものといたしました。この条件における当企業団の水道料金は、税込みで2,761円です。埼玉県内の56事業体中では、高いほうから25番目、日本水道協会埼玉県支部西部地区の21事業体中では、同じく高いほうから5番目、東武東上線沿線の和光市駅から東松山駅までの9事業体では1番目となっております。なお、平均料金ですが、埼玉県56事業体は2,870円、埼玉県西部地区21事業体は2,612円、東武東上線沿線9事業体は2,368円となります。

続きまして、(3)についてお答えします。中期経営計画の令和7年度から令和9年

度の3年間における建設改良計画から算出いたしました。導水・送水管に係る事業費では2億520万3,000円、配水管に係る事業費では27億1,187万1,000円、合計で29億1,707万4,000円としております。事業費の財源については、主なものとして水道料金による収入、国庫補助金及び工事負担金並びに企業債を起債することといたしております。

続きまして、(4)についてお答えいたします。総務省による公営企業の経営比較分析をするために、給水収益に対する企業債残高の割合を示す企業債残高対給水収益比率という指標がございます。事業規模ごとに給水人口で区分されており、当企業団は給水人口15万人以上30万人未満のA2に区分されております。このA2に区分された埼玉県内の当企業団を除く類似団体6事業体の企業債残高対給水収益比率は、令和4年度決算額で平均126.53%となっております。この数値から当企業団の企業債起債額を令和5年度の給水収益26億2,481万4,996円に基づき試算いたしますと約33億2,100万円となります。予定については、中期経営計画に基づき令和7年度から令和9年度で総額19億円としています。

続きまして、(5)についてお答えします。水道を取り巻く状況は、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、大きな変化が生じており、取組内容の見直しの必要性が生じてきております。厚生労働省は、こうした背景を踏まえ、これまで水道関係者が経験したことの無い時代に求められる課題に挑戦するため、平成25年に「新水道ビジョン」を公表し、その基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」といたしました。

当企業団においても、これを受け、平成30年3月に「さかつる水道事業ビジョン」を策定し、水道事業の理想像の中で、安心と信頼をお客様に届け、いつまでも良質な水道水をご利用いただけるよう「未来へつなぐ、安心と信頼を届ける水道」を基本理念として掲げており、人口減少時代が到来し、給水収益の減収が予想される中においても、安全で、なおかつ災害に強い水道を将来にわたって持続していくため、より一層の効率的な施設整備や事業運営の健全化を図ることが大切であると考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 一通りご説明をいただきました。これよりは一問一答方式で再質問をさせていただきたいと思っております。

今回、私がこの質問をするに当たりまして、過去の一般質問を見させていただいて、当企業団が行わなければならないのは、決定的には経営の改善により効率的な経営をしていくということが多分答えにずっとようになってきたのだろうなという、その一方で水道料

金ないしは職員の問題、自前でやっている水質検査の問題、こういったものが経費削減というような中で質問されてきたという感じがするのですが、お答えいただいているご答弁が私なりにいろいろ考えてみると、ちょっと聞いていることと答えていることのあれがピントがちょっと少しずれているなという気がしたものですから、改めて過去の質問はたくさんあるのですが、私なりに質問をさせていただきました。

そんな中で、今回ご答弁を今いただいたわけですが、給水人口が15万人から30万人の人口の区分の中では、当企業団の職員数のご説明をいただいたわけですが、当然当企業団の給水人口は、15万人から30万人のうちの15万人に近いところなので、15万人も違う中で見ていくと、やはりどうしても多いほうにぶれてしまう。それでは直接的な本質が見えてこないものですから、給水人口が10万人から20万人、当企業団は17万人弱ぐらいだと思うのですが、そこの中での職員数についてご説明をいただきたいと思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

埼玉県で給水人口10万人から20万人の事業体は、当企業団を含め15事業体ございます。職員数の最も多い事業体で52人、最も少ない事業体は12人で、平均で27人という結果でございます。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 今、10万人から20万人の給水人口の枠組みの中で、他の事業団と比較すると27人というお答えをいただきました。先ほど34人、15万人から30万人だと34人、10万人から20万人の平均を見ると27人、その中で最も多い事業体が52人で、これが当企業団は52人で最も多いわけですけれども、同じような規模で少ないのは12人です。ですから、そこで当企業団を外して、最も多い当企業団を外すと、私が計算すると14事業体で25人、大体これが適正な規模というのですか、平均的な数字になるかなと私は考えております。

そんな中で、企業団の適正職員が25人だとしても、それ以外に通常の市がやっているものか、総務系、財務系の職員が必要だということで先ほどご説明をいただいたわけですが、では実際当企業団の総務系、財務系の職員、それから水質検査をする職員について、どの程度の配置になっているのか、それについてご説明をお願いしたいと思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

人事、議会、防災、広報などを担当する総務課の職員が6人、財務、管財、契約を担



当する財務課職員が6人、水質検査を担当する浄水課水質担当職員が6人となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 今のご説明ですと、総務系担当職員が6人、財務ですから、管財、契約、そういった財務系の職員が6人、これで12人、さらに水質検査をするための職員が6人、この水質検査については、やはり過去の一般質問においては、自前でやることの是非について何人かの議員さんからご指摘があって、企業長からは安心・安全のためにこれは維持していくというご答弁の中にはあったわけですが、その中で差引きですか、人件費や機材の問題ですとか、他市からの水質検査の依頼ですとか、そういったものを差し引きすると、おおむね企業団が水質検査をほかに依頼するよりは2,000万円ぐらいは多いけれども、ではその2,000万円の多いのがその安心・安全とどう比較するかという問題はあったにしても、これは今回あまり深掘りはしないで、この6人についてはまた人員管理の中で考えるべき問題かなと思っておりますが、それ以外の総務系、財務系が12人今現在いると。通常の私が調べる限り、職員数が100人以下の全国の市町村における総務、財務系というか、こういった割合、それ以外の職員等の割合を見ていくと、多くて大体20%ぐらい、総務、財務系の職員対それ以外の職員は2対8ぐらいの割合でいるところが大部分、それを当企業団に当てはめていくと、おおむね6人ぐらいがそちらのこの規模、職員規模から考えると、総務、財務系の職員、そうなってくると先ほど25人、私が当企業団を抜かした数でいうと25人、水質調査をする人たちを外したとして6人、ですから31人の職員数が適当だと私は考えるのですが、当企業団においては、職員の偏り、人数の構成の偏りがあるということを配慮しているということも先ほどご説明にあったわけですが、この部分について少しご説明をつけ加えていただければと思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

地方公務員の定年の引上げに伴い、職員が65歳までフルタイムで働くと想定した場合、年代別で偏りが見られる主な退職時期といたしまして、令和12年度6人、令和15年度3人、令和17年度5人となっております。当企業団としましては、このように一度に多くの職員が退職してしまうことで、技術力の低下や技術の継承といった問題の影響を少なくするために、職員の年齢構成の平準化を図ることを目的として採用を進めております。これにより、将来的には令和18年度で職員数は49人となる予定でございます。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 私のほうはこれまでの質問で、企業団の職員数が非常に多い。その多いという人数は21人というふうにして私自身の試算では考えると。その中で多くなってしまう要因の一つに、今、ご説明をいただいた職員のばらつきがあって、退職の職員さんがいらっしゃるといことで、それを技術の継承等をしていくためには、ある一定の職員を今多く採用しておく必要があるという多分お答えだと思うのですが、その部分については、職員の人数でそれを対応するというのではなくて、そういった仕組みですか、技術を継承する仕組みないしは低下を起こさないような仕組みを人事管理の中で構築していくといことで、経費をかけてそれをやっていくのではなく、内部のそういった継承の仕組みをつくっていくことで維持していくべきだと私は考えるのですが、その部分についてご所見があるようでしたら、ご答弁をいただければと思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、企業団職員には年代別で偏りがございます。どうしても技術の継承となりますと、これまで毎年職員を採用してこれればよかったのですけれども、ある年は多く、またはある年は全く採用がないという状況で、ジグザグの状態が続いていた結果が今の体制となっているところでございます。技術の継承等につきましては、水道事業を長い目で技術の継承は続けなければいけない立場ですので、これからちょっと先になりますけれども、先に合わせてそのような仕組みをつくっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 ぜひそのような検討をしていただいて、そういった仕組みを構築することによって、人件費に頼るという継承ではなくて、やはり効率性を求めて健全化を図っていただきたいなと思っております。

そこはそういうお考えだといことで、いずれにしても私の先ほどご指摘した21人が多いというのを金額で換算していくとどのようになるのだろうかといことで、職員1人当たりの人件費は、過去のやはり質問においてもご答弁があって、すみません。今回改めて見返してこなかったのですけれども、900万円強ぐらいの人件費がかかるということのご答弁が過去にあったと思うのですが、もうそれでよろしいかどうかについてご答弁をお願いしたいと思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

令和5年度決算値で算定いたしますと、1人当たり約860万円程度でございます。  
以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 今、860万円というご答弁をいただきました。そうするとこの860万円を基本として考えますと、計算はしづらいので、約900万円という形で計算すると、21人に900万円ですから、1億8,000万円強の、約1億8,000万円です。これが毎年人件費で他市との比較で平均的と考える21人、足して21人分多いということが出てきたと。非常にたくさんの自前で水質検査をやっているのが2,000万円のマイナスですが、人件費に至っては1億8,000万円今多いのではないかというふうにして計算できるということは確認できたと私は思っております。

次に行きます。その一方で、(2)番になるのですが、水道料金がやはり過去のご答弁の中で比較すると、埼玉県自身は、全国で比較すると埼玉県の水道料金は安い部類に入るわけです。その中で当企業団の水道料金は、大体県の平均ぐらいのところに位置すると。今回のご答弁でもおおむね56事業体の中で平均的と見られるのですが、その一方で、埼玉県の西部エリアの事業体、それから東武東上線沿線の事業体と比較すると、やはり少し高い。特に東武東上線エリアでは一番高いということのご答弁がありました。

この中で、今回お答えいただいたのは、20ミリメートルのもので20立方メートル月に使うと、家族の方ですよ。特に私が調べた中で、当企業団が高いのは、10立方メートルまでの独身の、大体お一人当たり月に8立方メートル使うという計算をするらしいのですが、その方たちの区分である10立方メートルで比較すると、さらに高くなるということをお調べしたのですが、その部分についてご説明をちょっとお願いしたいと思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

口径20ミリメートルで1か月10立方メートル使用した場合の当企業団の水道料金ですが、こちらは税込みで1,683円でございます。埼玉県内の56事業体中では高いほうから10番目、日本水道協会埼玉県支部西部地区の21事業体中では、同じく高いほうから4番目、東武東上線沿線の和光市駅から東松山駅までの9事業体では1番目となっております。

平均料金でございますが、埼玉県56事業体は1,465円、埼玉県西部地区21事業体は

1,332円、東武東上線沿線9事業体は1,252円となります。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 水道事業も当企業団は、坂戸市と鶴ヶ島市の一部事務組合というところでやっているわけですが、埼玉県内には当市と同じような一部事務組合として行っている企業団が4つですか、それ以外は市の直営でやっております。ですから、市のサービスとして水道を提供しているということになるのだと思うのですが、その中でよく言われる地域間競争、どこに住むのか、それぞれの構成市はどれだけ人口を減らさないのか、人口を増やしていくのかという競争の中で、当然こういった公共料金も安いところを市民の方は、当然安ければそれで喜ぶと。今、転出、転入、引っ越しを考える場合に、インターネット上で、それぞれの市町村の保育料は幾らだとか、水道料金が幾らだとか、下水料金が幾らだとかというのは、もう一目瞭然で、比較するサイトがあるものですから、東上線沿線にどこか引っ越そうという方たちがそういったものを見た場合に、当坂戸市及び鶴ヶ島市、構成市のこの2つは水道事業、下水も同じなのですが、非常に高い。東上線沿線で高い市になっていると。これが住むのだったら坂戸へ、住むのだったら鶴ヶ島へとやっていくことと相反することになっているのが実態であります。

先ほどのご説明で言うと、1か月当たりでも400円ぐらい、年間で約5,000円の料金が違うと。供給費ですか、1立方メートル当たりうちが149円ぐらいなのですが、安い東上線沿線の和光市ですとか、ふじみ野市ですと、もう100円を切っている。50%高いというのが現状であります。これをどうにかできないかというところで、先ほど1番の質問は、経費の削減の中で一番可能性があるのは人件費の関係かなと思っているのですが、それ以外に構成市で負担をすることが可能なかどうか、そういった部分についての可能性についてご説明をちょっとつけ加えていただきたいのです。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

地方公営企業は、企業性、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであります。その経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされておりますが、地方公営企業法第17条の2では、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てるのが適当でない、公共の消防のための消火栓に要する費用といった経費や、その公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てるのが客観的に困難であると認められる経費等については、一

般会計等が負担するものと規定しております。

この経費負担区分については、総務省から「地方公営企業繰入金について」が各地方公共団体に通知されており、当企業団においてもこの通知に基づく基準に従い、消火栓に要する経費に係る負担金及び児童手当支給に係る補助金については、構成市から繰入金としていただいております。しかしながら、当該通知による基準外により、水道料金を安くすることを目的とした構成市からの補助については、法の趣旨からもなじまないものと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 水道料金を安くするために、構成市から料金を負担をいただいておりますが、法律上なかなか考えづらいと。その一方でお聞きするわけなのですが、埼玉県の水道事業の概要というのを見ると、それぞれの事業体の給水単価と供給単価ですか、それを見ていくと、当企業団は約1円のマイナスということです。この給水単価から供給単価を差し引いてマイナス、市によっては数十円それがマイナスになっているところがあるのは、非常にこれは私勝手な想像で、このマイナスを埋めるのに、それぞれの構成市がお金を出しているのではないかというふうにして想像したのですが、その辺で把握されている内容についてあるようでしたら、ご説明をお願いしたいと思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

他市町村における負担金繰入れにつきましては、把握してございません。ただ、決算状況調査でありますとか、決算資料の中には、繰出金の基準額というのも掲載しておりますけれども、内容についてはどんなものかというものまではそこでは判断できないものですから、うちのほうでも数字等把握しておりません。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 内容については、詳しく今の段階では把握されていないということですので、実際のところ、その料金を安くするために、構成市ないしは公営企業会計に一般会計からお金を繰り出しているのかどうかというものについては把握されていないということなのですが、法律上そういう趣旨でないという一方で、それが許されるのであれば、水道料金を安くする選択肢の一つ、これは構成市の企業長、副企業長いらっしゃるって、それぞれの構成市の市長さんですから、それはやめてもらいたいというのは私が考えても分かるのですけれども、ただ、戦略の一つとして、そういうことが市の

PR、人口の転出の抑制、転入の効果を上げていくということの一つで考えられるのであれば、ぜひそういった部分も調査をしていただいて、ご検討いただければなと思っております。

次に行きます。(3)番目になります。管路整備の計画に必要とされる事業費について、令和7年度から令和9年度における3年間の中期経営計画上の事業費は、先ほどご説明をいただきました、29億2,000万円というご説明をいただいたのですが、管路を更新するのに総額どれほどの経費がかかるものなのか、その部分についてお示しをいただきたいと思っております。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

令和5年度末における口径300ミリメートル以上の幹線管路のうち、非耐震管路延長は約27.6キロメートルであり、また口径75ミリメートルから100ミリメートルのビニル管延長は約205.1キロメートルございます。

管路を更新するのにどれほどの経費がかかるのかを算定した計画等は現在のところございませんが、中期経営計画の幹線管路更新事業及び老朽管更新耐震化事業における総事業費を更新延長で除した値を単価として、先ほどの更新に必要な延長に乗じて試算した場合、その金額は約290億円となります。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 総額として幹線管路290億円が必要になってくると。これを今後、今度(4)番でやるのですが、企業債等を借り入れていくというのが今後の計画、今日まで、令和6年度までは当企業団は企業債は発行していないと。これからその分だけ現金残高がどんどん、どんどん減ってきているという状況の中で、将来的にはやはり過去の一般質問をお聞きすると、10億円程度の現金残高が維持されてくるという中で、三十数億円数年前にあったのがどんどん減っていると。これから令和7年度からは企業債を発行すると。そうするとこれは今の計画でいうと290億円の企業債を発行した場合に、そこから発生してくる利息の返済分、それについておおむね今度290億円で計算した場合には、どの程度のボリュームになるのかを想定されているのかについてご説明をお願いしたいと思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えします。

更新に必要な事業費のほか、水道事業運営に要する費用と、企業債や料金収入等の財

源とのバランスを考慮した健全な財政運営を行うためには、企業債残高を一定の水準に保ち、将来にわたり財政の安定性を維持することが重要であると考えております。

金額について、今の段階で明確な金額お示しするというのは困難でございますが、先ほど管路整備の計画に必要とされる予算、その財源についてで、事業費が約29億2,000万円との答弁をいたしました。仮にこの事業執行の財源として30億円の借入れを維持し、利息を1%とした場合、企業債の利息として年間約3,000万円の費用が発生することとなります。企業債による借入れは、今後見直しを行っていく計画の中で、しっかりと検討してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 290億円についてのご説明はなかったわけですが、今のご説明でいうと、29億2,000万円、直近の7年、8年、9年ですか、これから企業債を計画している約30億円の企業債の発行による影響の利息分の返金、収益的収入及び支出に影響してくる額、これが水道料金の値上げに影響してくる金額として見られるのか。元金は資本的というのですか、資本的収入及び支出のほうの区分けになるので、元金はそちら、利息はこちらのほうと、それが水道料金に影響してくると。そうすると直近の3年間で29億円、約30億円の企業債を発行すれば、3,000万円のプラスアルファの収入を生むのか考えないと、実質料金値上げしなければならないのではないかと。そうなってくると、やはり当企業団の今、課題である老朽化、耐震化をどうしていくのかというような問題を企業債で対応していこうとすると、さらなる金利分の返済を考えておかななくてはならないということのご説明があったのだということに理解しました。

先ほどのご答弁で、そうすると、ではすみません。次の(4)番目に行きます。どこまで企業債は発行できるのかというところになるのですが、ご説明でいうと、企業債の残高対給水収益比率から計算すると、33億2,100万円というご答弁であったわけですが、これは計算上の架空の数字ですよ。要するに15万人から30万人の事業体でどのぐらいこの比率で計算すると平均で企業債は発行しているかという数字なので、33億2,100万円ぐらいを企業債発行している分には、平均的ですねという説明の枠に入っているというだけの話なのだと思うのですが、これはでは実際のところ、これから290億円をかけて幹線管路の更新をしなくてはならないと。さらに先は施設の耐震化も含めて老朽化、それから全ての管路の更新をやっていくのには、多分1,000億円のお金がこれから必要になってくるというところになってきたときに、どこまで企業債を見れるのかというところの内容を知りたいのですが、その部分についてのご説明をお願いしたい

と思います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

先ほどの質問でもご答弁いたしました。今現在全体的な、最終的な計画がある状況ではございません。今ある計画、令和5年度から令和9年度、これが中期経営計画になりますけれども、次期中期経営計画の策定に合わせまして、水道ビジョンや基本計画等の長期的な計画も見直す予定でございます。それに際しまして、必要な経費を算出した結果、財政状況として企業債がどれだけ必要なのか、またその想定した企業債で財政運営をしていけるのかというところも含めまして検討していく予定でございます。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 現段階では、想定がまだされていないと、膨大な多分この先の年月が必要なのだなということは安易に想像できるわけですが、実際のところ、やはり企業団の経営をしていくということにおいて、ある意味長期、中期、そういった計画をされていらっしゃるのだと思うのですが、やはり財政上の計画をどうしていくかというものに関しては、具体的なやっぱりきちとした数字は出てこなくても、やはり大きな枠でどのぐらいのボリュームがないしはどのぐらいの年月がかかってきて、目的が達成されるのかという部分については、ぜひともシミュレーションをして、それに基づく短期的な経営、中期的な経営という形で落とし込んでいていただきたいなと思います。それに近い計画はあるのだと思うのですが、そういった財源の関係ですとか、そういったものについては、やはり具体的により知るべきだろうとかと思っております。

最後、(5)番目に行きます。1回目の答弁で、安心して安全な給水事業を経営していくというような意味でのご説明はあったのですが、今回の趣旨でいいますと、これは行政ですか、行政、地方自治体といいますかの下に求められているのです。最小で最大の効果を上げる経営、それで最大の効果を上げる経営の中の一つとして、水質調査をやっているということであれば、それはそれで企業長のお考えの一つということで、私がどうこうというようなのは、検討することはあったにしても、そういうお考えなのだなとは分かるのですが、最小の経費でという部分については、今回(1)番でお聞きしたこと、(2)番でお聞きしたことについては、そのようにはなっていないというふうにして思うのですが、改めて企業長の経営、最小で最大の効果を発揮する経営ということと、水道企業団の職員数の関係ですとか、現在の水道料金の関係を踏まえてご答弁をお願いしたいと思います。



○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

現在の経営状況、またこれから先の経営状況につきましては、大変厳しいものであるというふうに実感しております。長谷川議員さんからもご指摘いただきましたとおり、次期計画に際しまして、料金改定の検討を進めていかなければならないというふうにも感じております。その料金改定を行う際の料金算定におきまして用いられる営業費用、こちらにつきましては、当然人件費ですとか、委託料、修繕費または減価償却費などが含まれております。この営業費用をどれだけ節減できるかによりまして、料金改定するに当たりまして、改定率の幅を下げることはできる、またしていかなければいけないなというふうには感じております。

ただ、その一方で、老朽管の更新、耐震化事業につきましては、地震の関係もございましたとおり、最重要課題というふうに言われておりますので、そちらの事業を円滑に進めるには、逆に一方で費用の削減については検討していかなければいけないなというふうに思います。定員管理をはじめとしまして、各種事業の精査など見直しを行ってまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 最後になります。

いずれにしても、先ほどの県水の値上げが令和8年度からを想定していると、当然それに対応するのが令和8年度からではそれに対応していくものなのか、ないしはそれ以降様子を見ながらまた金額を対応していくのか、その部分については最後に聞きたいのですけれども、取りあえずは水道料金を値上げするということは今、想定されていて、今、ご説明があったように、老朽化ですとか、耐震化をやはりどうしてもやっていかなくてはならないと。これは、それをやめろと言う気はもうさらさらないわけです。もう今既に耐震化率九十何%になっている事業体も散見できるという中で、当企業団は40%ぐらいでしたか、まだまだ道のりが長い中で、これを放置しておくわけにはいかないと。

その一方で、現状やはり高い水道料金の中で、それを値上げを考えるのであれば、まず考えなくてはならないのは経費の削減、その経費の削減が一番多分出てくるのが人件費の割合が高いと。やはりどうしたって見直ししていただかなければ、「はい、そうですか」と。当然現段階で一番高いわけですから、これから耐震化率を100%にないしは老朽化を改善していくのにあと60%やらなくてはならないということになれば、当然お金がかかってくる。先ほどお話しした企業債の発行の利息分が増えれば増えた分だけ料

金をまた値上げしなければならない環境が出てくると。ぜひ現段階ではそういったものの経費の削減に、これは長い歴史の中で今日の方が職員さんがいらっしゃるわけで、ただ、もうやはり待ったなしの状況だと思いますので、ぜひともその部分についてはメスを入れていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、先ほど県水の料金の部分と、これから想定している水道の収益が利用者が減っていったらどうか、物価が高騰してどうかという、いろんな様々な要因があるわけですが、どこの段階で今、検討している、令和6年度から検討始まって、これは令和10年度からに影響してくる部分で検討されているのだと思うのですが、県水はまたその降って湧いたような令和8年というのがここで出てきた場合に、これはどういう手順で水道料金の値上げの議論に影響してくる部分になるのか、最後にそのご説明を聞いて終了とさせていただきます。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現計画は令和9年度まででございます。その中では料金改定につきましては、今計画期間につきましては、料金は据え置いて、企業債や現金預金取崩しでやっていきますというふうな回答をしておりますけれども、令和8年度からの県水値上げということですので、次の令和10年度からの計画を立てるときに、シミュレーションとして当然今の計画の部分にその県水値上げの部分を組み込みまして、再検討、どんなふうな財政状況になるかというのをもちろん踏まえまして、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山中基充議長 齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 それでは、先ほどの長谷川議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、それ以前のお二人の質問もありましたけれども、現状坂戸、鶴ヶ島水道企業団の置かれている立場は、皆さんが考えているとおりの状況であることには間違いはありません。そして、企業団の使命としては、17万市民に対して日々安定した水を供給していくことが最大の課題であると考えています。

そうした中で、何をすべきかということの中で、どういう形が長期にわたって安定して水を供給できるかということはありませんけれども、それは今、ご質問いただいたとおり、多くの課題があると思います。そうした中で、議員の皆さんと意見を交わしながら、今後安定供給に向けて多方面にわたり行っていかなくてはならないことが多々あります。現状としては、耐震化率が今、地震を前にして大きな課題でありますけれども、現

状のスタッフの中でも行える最大の耐震化率の割合ですけれども、1%に持っていくのは非常に厳しいと、予算的にも人事的にも厳しい状況であるというのが現場からの意見であります。あと60年かからないと100%にならない。その時点ではもう次の老朽化が進んでいるというこの坂戸、鶴ヶ島の企業団の置かれた現状は厳しい。そして、料金の部分もある。起債もしていかななくてはならない。料金値上げもしていかななくてはならない。それをうまくいろいろな意味で円滑に考えながら、今後も安定供給に進めていきたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、私の答弁といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山中基充議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



### ◎議長の挨拶

○山中基充議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただいた坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめ、ご参会の皆様には、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためご尽力をいただきますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶といたします。



### ◎企業長の挨拶

○山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集をいただき、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

これから1年で最も気温が高くなる時期になります。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、なお一層の活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



**◎閉会の宣告**

(午後 零時01分)

○山中基充議長 これをもちまして、令和6年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。